

会 議 録

会議の名称	第 21 回 本荘由利一市七町合併協議会
開催日時	平成 16 年 12 月 23 日(木) 午後 1 時 30 分
開催場所	本荘由利広域交流センター
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	なし
<p>1. 開 会 2. 会長あいさつ 3. 会議録署名委員の指名について 4. 議題 (報告事項) 報告第 30 号 平成 16 年度本荘由利一市七町合併協議会会計補正予算 (第 1 号)について 報告第 31 号 由利本荘市市章について (協議事項) 協議第 64 号 地域審議会及び地域自治区の取扱いについて 協議第 65 号 特別職の報酬等の取扱いについて 5. その他 6. 閉 会</p>	
会議の経過	別添のとおり

別紙 出席者名簿

会 長 柳 田 弘

委員(41名)

1号委員		2号委員		3号委員	
副会長	佐々木 秀 綱	委 員	齊 藤 好 三	委 員	東海林 京 子
"	佐 藤 清 圓	"	工 藤 兼 雄	"	村 岡 兼 幸
"	加 藤 鈺 一	"	大 場 重 夫	"	茂 木 好 文
"	阿 部 満	"	佐 藤 實	"	鈴 木 清
"	阿 部 幸 悦	"	阿 部 一 雄	"	高 橋 良 一
"	三 浦 孝 郎	"	前 川 侖	"	三 浦 稔
"	佐 藤 源 一	"	村 上 亨	"	尾留川 正
		"	佐 藤 千 秋	"	木 内 忠 一
		"	成 田 正 雄	"	佐々木 正 男
		"	小 松 敏 博	"	小笠原 良 一
		"	遠 藤 忠 平	"	長谷川 光
		"	小 松 義 嗣	"	金 子 拓 雄
		"	齊 藤 栄 一	"	三 浦 重 夫
		"	鈴 木 澄 夫	"	須 田 妙 子
		"	藤 原 友 一	"	松 田 訓
		"	眞 坂 孝 衛	"	大 友 あつ子

4号委員

委 員 井 上 文 夫

幹 事 (16名)		事 務 局			
幹事長	鷹 照 賢 隆	幹 事	齋 藤 隆 一	局 長	佐々木 均
副幹事長	小 松 久 男	"	土 田 隆 男	副局長	村 上 健 司
幹 事	佐 藤 徳 弥	"	早 川 修 一(代理)	次 長	熊 谷 正・渡 部 進
"	佐々木 登	"	莊 司 和 夫(代理)	調整第1 班長	佐 藤 俊 一
"	伊 藤 正 弘	"	藤 原 秀 一	調整第2 班長	佐 藤 一 喜
"	小笠原 察 雄	"	小 松 慶 悦	調整第3 班長	遠 藤 晃
"	三 浦 昭 夫	"	加 賀 秀 喜	計画班長	伊 藤 篤
		"	佐 藤 善 昭	電算推進 班長	齋 藤 一 昭
				総務班長	三 浦 清 久

午後 1時30分 開会

○事務局

ご案内の時刻となりましたので、これより第 21 回本荘由利一市七町合併協議会を開会いたします。

最初に次第の2、会長あいさつを行います。

○柳田会長

第21回の合併協議会の開催にあたりまして、あいさつを申し上げます。

合併協議会の発足は、平成 15 年1月 15 日です。今日で 708 日でございます。

第1回の協議会は、平成 15 年1月 21 日でございます、本日第 21 回目となったところであります。

皆様にはすでに、ご案内のとおり、10 月 28 日に由利本荘市の合併が総務省より告示され、合併に向けての国や県に関する諸手続きは完了いたしましたところであります。

本日は、3月 22 日の新市発足まで 89 日となります。90 日を切ってまいりました。

いよいよ新市スタートが目の前となった感がございます。

本日の議題は新市発足後、いかに住民の意見を新市に反映させることができるかを協議いただくこととなりますが、合併後の住みよいまちづくりを目指すための大切な協議でありますので、年末の大変慌ただしい中ではございますが、よろしくご協議くださいますようお願いを申し上げまして、簡単でございますが開会にあたってのあいさつといたします。

○事務局

それでは、これより協議に入ります。

会議の議長は合併協議会規約第 10 条第2項の規定に基づきまして、会長があたることになっておりますので、よろしく申し上げます。

○柳田会長

それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。本日の出席委員は 41 名であります。出席委員は定数に達しておりません。本協議会に説明のため幹事の出席を求めています。

次第の3、会議録署名委員を指名いたしたいと思っております。会議録署名委員は会議運営規定第 8 条第2項の規定により、由利町の村上亨委員、本荘市の東海林京子委員を指名いたします。

なお、本日の会議時間は、午後4時 30 分までといたします。これより協議事項に入ります。

最初に報告第 30 号「平成 16 年度本荘由利一市七町合併協議会会計補正予算(第1号)について」、事務局より報告してください。

○事務局

それでは報告第 30 号、平成 16 年度本荘由利一市七町合併協議会会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたします。

資料につきましては1ページでありますので、ご覧願います。

最初に文字の訂正をお願いしたいと思います。第1条の文頭に規定とありますけども、その規定の「キ」が既にという「既」でありますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、今回の第1号の補正につきましては、平成 15 年度の当協議会会計決算によります繰越金 661 万 8,631 円ありましたので、それによるものであります。第1条にありますとおり、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ 661 万 7,000 円を追加しまして、総額をそれぞれ 4,389 万 7,000 円にするものであります。

次に次ページの第1表によりまして、補正の概要をご説明いたします。

第1表につきましては、補正にかかる節のみ記載しておりますので、ご了承願いたいと思えます。最初に歳入でありますけれども、3款1項1目の1節繰越金に、前年度繰越金 661 万 7,000 円の補正となりますので、繰越金、計が 661 万 8,000 円になります。

歳入合計で補正前の額 3,728 万円、補正額が 661 万 7,000 円、計が 4,389 万 7,000 円となります。

次に歳出であります。1款の運営費で1項1目会議費におきましては、1節報酬に小委員会が2つ設置されておりますので、それに伴う委員の報酬としまして 79 万 4,000 円を、それから 13 節委託料では会議録反訳委託料を 35 万円を減額いたしまして、会議費につきましては補正前の額 397 万 6,000 円、補正額 44 万 4,000 円、計が 442 万円であります。

次に2項1目事務費でありますけれども、11 節の需用費に消耗品費に 170 万 2,000 円、光熱水費に情報センター設置に伴う電気料といたしまして 55 万円をみております。

12 節の役務費につきましては、情報通信におけるドメイン登録料としまして 4,000 円を、それから 18 節備品購入費につきましては電算統合にかかる情報センターの必要機器購入分といたしまして 150 万円をみております。

1 目事務費におきましては、補正額 375 万 6,000 円で、計が 1,653 万 8,000 円となります。2 款事業費の1項1目事業推進費におきましては、11 節需用費の消耗品費に 21 万 4,000 円、食糧費に 3 万 7,000 円、印刷製本費に 70 万 7,000 円で、需用費計が 95 万 8,000 円あります。13 節委託料につきましては、電算統合にかかる関連業務の委託費としまして 130 万円を、14 節使用料及び貸借料に会場借上料 15 万 9,000 円あります。

事業推進費につきましては、補正額 241 万 7,000 円、補正後の計が 2,193 万 9,000 円あります。

歳出合計では補正前の額 3,728 万円、補正額 661 万 7,000 円、計が 4,389 万 7,000 円あります。以上が報告第 30 号の補正第 1 号の内容であります。

○柳田会長

ただいま事務局より報告がありました。この件につきまして、何かご質問等ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

この件につきましては報告ですので、ご了承願いたいと存じます。

それでは、次に報告第 31 号「由利本荘市の市章について」であります。資料につきましては、委員各位の机の上にございますのでご覧いただきたいと存じます。

なお、傍聴人の方には、ただいま事務局より配布いたしますので少々お待ちください。

【資料配布】

○柳田会長

配布が完了したようですので、事務局より説明をしてください。

○事務局

それでは、報告第 31 号「由利本荘市市章について」、報告申し上げます。

今、ステージの方にも下りてきましたが、皆さんにも別紙として配布しております資料に示しているとおり、これを新市の市章と決定いたしましたので、ご報告いたします。

また、選考の経過などについてご説明を申し上げます。

市章の募集につきましては、全国公募として去る8月17日から9月30日までの約1カ月半にわたり募集を行いましたところ、全国各地から2,262点に及ぶ応募がありました。

この選考作業につきましては、素人ではなかなか大変だというようなことで、プロのグラフィックデザイナーに委託することにしまして、委託先をいろいろ検討した結果、秋田県内の有名デザイナーなども多数所属しております、社団法人日本グラフィックデザイナー協会に委託することになりました。

そして、最終的には市町長が決定することということで選考作業を行いました。

まず、第1次選考では、2,262点の中からプロの目で29点を選考いたしました。

次に第2次選考では、29点の中からさらに10点に絞り込みを行い、この10点の中に類似した都道府県章やあるいは市町村章、あるいは商標などがなくということ、全国的に検索を行った結果、2点が不適格となりまして、8点を第2次選考会で選考いたしました。それで、第3次選考では委託しております協会の会長、福田繁雄氏に来ていただきまして、選考作業に加わっていただき、資料の2ページ目ではありますが、4点に絞り込みを行いました。そして去る12月6日に開催されました市町長会議で4点の中から新市の市章としてふさわしい作品として横浜市の井上正博さんの作品が最優秀賞に選考されたものであります。

選考の理由としては資料にも書いてありますが、デザインがシンプルで全体的にまとまりがあり、由利の由、本荘の本の造形がユニークであること。

また、百合の花、ユリ根、ごてんまりなど見る人によってとらえ方の広がりがあり、印象深く記憶に残る作品であるというのが選考の理由であります。

なお、その他の3作品については優秀賞と決定をいたしました。

今後は委託業者にデザインガイドマニュアルを作成をしていただき、これを基にして市旗や記章などの発注を行い、新市のスタートに備えたいというふうに考えております。以上であります。

○柳田会長

ただいま、事務局より説明がございましたが、この件につきましては、市町長会議で最終決定をすることを募集要項で決めておりましたので、12月6日開催されました市町長会議で、お手元に配布しておりますように決定しましたので、お知らせいたします。

この件は、報告ですので、これで終わりたいと思います。

これより協議事項に入ります。

協議第64号「地域審議会及び地域自治区の取扱いについて」、これまでの小委員会の協議内容を齊藤座長より報告していただきたいと存じます。

○齊藤座長(西目町)

私から、それではこれまでの審議の経過とその概要につきまして報告させていただきます。我々のこの小委員会は9月24日、10月15日、11月24日と今日の午前中と4回にわたって協議いたしております。

まず、概要に入る前に大方のいわゆる方向づけをしたということで、地方自治法上の自治区をつくるということと、特別職を置くということ、これは任期が2年で再任を妨げないということと、期限を5年以内にするということと、常勤であるということとあります。これはそれぞれの合併に対する不安を解消するためであるということとあります。

それで、この条件としましては、要するに新市民が自らまちづくりに参加して地域発展に寄与できるようなそんな自治区と地域協議会とを作る、これがいわゆる新市の当局に要望が届くような組織づくりをするということとあります。

前までは人数を地域の特色を生かすために限定しないということをしておりましたが、今日の午前中の会議の中で、皆さんに資料が配布されておりますけれども、この中にはいわゆる60人以

内ということであります。この60人というのは、本荘市がかなりの戸数、人口であるということから60人以内ということにしましたので、必ずしもこれは全部60人いなければならないということではありません。

それで、ここの中で特別職という言葉がありますが、それは1番下のいわゆる特別職とはということで午前中の会議では、区長ということにいたしております。

経過とこの概要につきましては、以上簡単に報告いたしましたけれども、もし何か委員の中で付け足さなければいけないということがありましたらお願いしたいと存じます。

○柳田会長

ただいま、小委員会の報告がございましたが、ただいまの報告の中で特別職の権限や地域協議会の概要につきましては、資料を配布しておりますので、事務局より報告願います。

○事務局

それでは、ただいま小委員会の内容について報告がありました。

その件について、追加資料をお配りしておりますが、この資料に基づきましてご報告させていただきたいと思っております。資料の1ページをご覧ください。

最初に設置でございます。由利本荘市地域自治区にかかわる特別職制度の概要ということで、最初に設置でございます。由利本荘市に地域自治区の区域ごとに特別職を置くということでございます。これは小委員会でも合併前の各市、町単位で同じ組織、仕組み、これをつくるんだということが確認されております。

従いまして、地方自治法第202条の4の規定によりまして、地域自治区を設置し、その区域ごとに特別職を置くということでございます。

なお、この特別職の名称につきましては、先ほど座長さんからもお話ありましたように、この1ページの下段にあります。区長あるいは参与ということで考えておりましたが、小委員会では、特別職は区長ということで確認されております。

次に権限でございます。権限につきましては、

- 1 特別職は地域自治区を代表し、その区域の均衡ある発展に資するため、市長に助言し、または意見具申する。
- 2 特別職は、そのことに関し地域自治区間で調整する必要があるときは、関係地域自治区と協議を行う。

ということでございます。

自治区の特別職は、その区を代表するということになりますので、総合支所長以下職員の指揮監督の責任も出てまいります。組織的には本庁に位置づけをされるということになりますが、実際としては総合支所に置かれるということになるかと思っております。

特別職、いわゆる区長さんが8人いらっしゃると。それでそれぞれの地区担当を持っているということで、総合支所のトップはあくまでも事務吏員である総合支所長ということになります。

次に任命でございます。

特別職は担当する地域自治区内の事情を十分に把握して、またすぐれた見識を有する者の中から、市長が任命するというところでございます。

任期でございますが、特別職の任期は2年とする。ただし再任は妨げないということです。

それから、特別職の設置期間でございますが、これは5年以内とするということです。

小委員会では、合併に対する住民不安を解消するため合併後の一定期間、市、町の区域に旧市、町の区域を所管する特別職を設けたいということでありました。

その任期は、一定期間ということで2年間としたものであります。

次に服務ですが、特別職は常勤の特別職とする。

2つ目として特別職は、市長が招集する毎月1回、緊急を要する場合は随時でございますが、その会議に出席し、地域の情勢と意見交換を行うということです。

それから3つ目としまして、特別職は担当自治区にかかわる重要案件について合議するということです。

服務につきましては、先ほど任期の中でも触れましたが、合併に対する住民不安を解消するため、合併後の一定期間、事実上の地域の代表者としてそれぞれの地域の意見を市政に反映させ、合併後のまちづくりを進めるというのが大きな任になろうかと思えます。

以上が特別職制度の概要でございます。

続きまして、2ページ、お願いしたいと思えます。

いわゆる地域協議会の概要でございます。

自治法の第202条の4では市町村は市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつ、これを処理させるため条例でその区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができると規定されておりまして、さらに同条の5では、地域自治区に地域協議会を置くことありまして、その構成員や権限、組織、運営などがそれぞれ規定されております。

お手元の資料につきましては、この自治法により条例を作成する内容をまとめたものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思えます。

まず、根拠法令でございますが、先ほど申し上げましたように地方自治法に202条の4から9まで、この地域協議会についてうたわれております。

次にこの地域協議会の組織でございます。地域協議会は委員60名以内で組織するということです。

2つ目としまして、委員は当該区域内に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから市長が選任するということです。

(1)町内会等を代表する者

(2)1号にかかげる者のほか、公共的団体等を代表する者

(3)学識経験を有する者

となっております。

委員の人数につきましては、区域が広い地域もあるということで、60名以内にさせてもらっております。

次に任期及び失職でございますが、

1 地域協議会の委員の任期は4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

3 委員は、当該区域内に住所を有しなくなったときはその職を失う。

この任期につきましては、自治法で4年以内において条例で定めるということになっておりますので、任期は4年ということにさせてもらっております。

次に、会長及び副会長でございますが、これも自治法にあります地域協議会に会長、副会長を置くということで規定されております。

1 地域協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。

3 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

ということでございます。

次に、地域協議会の権限でございます。地域協議会は地域自治区が所掌する事務、新市が掌理するその区域にかかわる事務などに関しまして市長、その他の機関から諮問について答申をする機関でありまして、また、必要と認めるものにつきましては、審議し意見を述べる機関、つま

り市長から諮問がなくても自主判断で意見を述べる事ができる機関でもあります。より具体的にその権限を次のとおり明記しております。

1 地域協議会は、所管区域ごとに当該区域にかかわる次の各号にかかげる事項について、市長、その他の市の機関の諮問に応じて審議し答申するものとする。

(1) 地域自治体の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 市が処理する地域自治体の区域にかかわる事務に関する事項

(3) 市の事務処理にあたっての地域自治体の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

3ページになります。それから大きい2でございますが、

地域協議会は所管区域ごとに当該所管区域にかかわる全項、各号にかかげる事項のうち必要と認めるものについて審議し、市長、その他の市の機関に意見を述べる事ができる。3つ目です。

市長は、次にかかげる市の施策に関する重要事項であって、地域自治体の区域にかかわるものを決定し、または変更しようとする場合においては、あらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならない。

(1) 新市まちづくり計画に関する事項

(2) 地域振興のための基金に関する事項

(3) 新市の基本構想及び各種計画に関する事項

(4) 公の施設に関する事項

(5) 毎年度の事業計画に関する事項

4つ目としまして、

市長、その他の市の機関は全3項の意見を勘案し、必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならない。

以上が自治法によるところの必要な条件についてまとめたものでございまして、この内容を踏まえまして、条例、規則を策定するという事になります。以上であります。

○柳田会長

ただいま、小委員会の座長と事務局より報告がありました。この件につきましてご意見、ご質問等ございませんか。

はい、どうぞ。佐藤さん。

○佐藤千秋委員(由利町)

ただいまの小委員会の委員長さんから報告受けましたが、非常に率直に言ってびっくりしました。といいますのは、その特別職の関係でございますが、これについては委員16名の合併ならいいでしょうが、9万2,000人の住民の合併でございます。住民の説明会やらさまざまな会議においては、このことが全然出ておりません。そういうことから考えてみますと、我々が、あるいは国でもそうでございますが、県もしかし、住民の説明会においては、こういうことは一切出ておりませんでした。

例えば、様々な講演や説明、パンフレット、今まで配られた資料を見ましても全くそういうものが出てきません。13年の8月21日に共同研究会が発足されてから、順調に進んできたわけですが、その中で様々なそういう資料、あるいは新聞報道等を見ますと13年11月、県で発行しました住民へのパンフレットには不安解消のためにどんなことをするのかという一問一答形式がございましたが、協議会の中でやるとこういうようなことでございます。

それから、14年3月25日、大内町で総務省の課長補佐の講演ありましたが、そのときの資料についても全然特別職を置いてというようなことも出てきませんし、不安解消のためには協議会においてやるんだというような説明でございます。

また、14年の5月には、知事が全県廻ったわけですが、その合併トークの資料も全くそれと似たような資料でございます。これが一般住民に配布なったものでございますが、その後、各町においておそらく5月、6月にかけて集落の対話集会などもやったはずでございます。我々の方もやりました。その中ではやっぱり不安解消のためにどういふことを、どういふところでその住民の声を吸い上げるのかということに対しても地域審議会の設置により意見、要望をまとめるんだと。従来各集落、ある町内で要望事項を出して町に要望するというようなことに似ているなと思っております。

それから、14年の7月でございますが、総務省でも対策を出したんですが、これにも載っておりますが、協議会の中でやっぱり条例などの整備といいますか、効果あるものにする条例をつくれれば、それでいいとこういふようなことでございます。

また、今まで様々、なぜ合併するのかというふうなことについては、第一に挙げられたことがそういう特別職、そういうものが一人になるんだと、そういうふうなことで経費についても、相当な削減になるんだということを言われておりましたし、我々もそう言ってきました。

特に15年の12月11日、矢島町で開催されました住民説明会では、人件費が10年間で170億9,000万削減なるんだよと。その中でも特別職の減、あるいは職員を今まで例えば10人採用したものを6人ぐらいに抑えるというふうなことなど、この住民説明会でもあったというように新聞報道であります。

このようにして、住民にはこういうことはなくなるんだよと、こういう節約しながらやるのだよという説明をしておきながら、16名の小委員会でこういう原案が出たということは今びっくりしてるところでございます。全く住民の信頼を裏切る行為である、私はそのように思います。

国でも合併を推進するために、様々なアメなるものを出して、これも当然ずっとあとから出てきた話でございます。15年の4月ころから全国的に離脱や解散が増加したときは税源移譲の問題が進まないというふうなことで、そういう現象が起きたわけですが、15年の5月にこの特別職というものが出てきました。

この導入の原案を政府の地方制度調査会の各委員が見たときに、全員がこれは単なる合併をさせるためのアメにすぎない。こう新聞で報じております。であります。一部の市町村でこのアメに飛びついた合併協議会がございまして、案の定、住民の猛反発を買って、合併がだめになる、こういう現象が起きました。名前は申しませんが、そういう中で16年3月9日、今度は国では地方自治法の改正、一部改正ということで3月9日に閣議決定しておるわけですが、私、今、事務局の説明を聞いて、この地方自治法のこの条文を見るとちょっと違うところもあるんですが、あとでお伺いしますが、16年の地方自治法のあれですか、17年の私が言う違うというのは、17年の地方自治法の一部改正による文書とちょっと違ってたように感じます。

いずれそういうふうなことで、住民には全然知られていない、知らせないでこういうことをやっていいものだろうか、このように思います。

私の方の由利町議会では到底そういうことはないだろうと。あつてはならないとこういふ全員の意見でもございました。協議会、名前はどうかであろうとも、条例の充実によって運営していくというふうなことがもっともいいのではないかとこう思います。

なおまた、この特例法をつくりました方々もごく最近でございますが、月間自治フォーラムの9月号に吉川浩民さん、岡本誠司さんの連名でこの特例等に合併新法、いわゆる合併新法でございますが、これについて7ページですか、8ページですか、書いておられますが、新しい自治法の改正によつての説明がほとんどでございまして、その特別職なるものところは2、3行、置くことができるというふうな、全く付け足したような2、3行の文言しかございませぬ。

地方自治に詳しい専門家の佐々木信夫教授、地方自治論を勉強している方の方でございますが、その方も全く同じようなこと言っておるんですが、このつくった当人たちのあれを見ましても、明治の合併は、あるいは昭和の合併は1つの合併標準というものがあつたと。例えば、明治

の場合は小学校設置できる例えば人数、そういうもの。あるいは昭和の合併では中学校の設置管理、あるいは消防等について、ひとつのそういうものがあった。それによって合併を促進する。

今回の場合はそういうものがないがために、そういう特例をつくって、いわゆるアメの部分を多く出して合併を促進したいという、つくる人はそれは給料もらってやっていることですから、それでいいわけですが、我々が本当に住民にそういうことを徹底した話し合いの中でこういうものが生まれるのか、甚だ疑問であります。住民には、そういうことを話もしないで、この委員40名でこういうことを決めると。もちろん代表になってきておりますから、住民の要望はそういうもの、あるいは住民にそういうものを伝えてここで、そういう決定をみるならばそれでもいいわけですが、私はこのことについては、全く住民の方々はとんでもない話だと。私が本荘市をはじめ各町、さまざまな会議に出たり、集会なんかに今までそういう話では何の話だと、とんでもないこと言ってるなど。100%そうでした。

また、同じように、市長とか、町長とかってそれ置くのかと、話が違うんでないかというのが私が今まで聞いてきたことですので、皆さんがどのように住民と接しそういうことを聞いているかは存じませんが、これからお聞きしたいと思います。

そういうことで、私はこの特別職を各旧市町ごとにまた置くなんていうのは、とんでもない話だというように思います。

したがって、この案には到底賛同できるものではない、こういうことですので。今、この概要の案を見ましても、何となくこじつけたような文書だと私には見えます。

そういうことですので、何とかご一考を願いたいものとこのように思います。

○柳田会長

事務局の説明の中に、特別職と地域自治区についての2点でありました。

それでどうしたらいいでしょうかね。

はい、座長。

○齊藤座長(西目町)

これまでの話し合い、私1分や2分でパッと説明しましたけれども、もう4回も重ねて、喧々諤々、いわゆる地域自治区どうするとか、あるいは地域審議会どうするとか、いろんなもので時間を費やしてきました。一番時間のかかったのは、要するに特別の自治区をつくる、あるいは地域審議会をつくるかそういった面の一番大きなことであります。

そしてまた、今由利町の佐藤委員さんから申し上げられました、いわゆる特別職を置くか置かないか。その地位はどこにあるのかということで、非常に議論をしまして、私はつきり申しませんでしたけれども、100%満場一致ではなかったということでもあります。

ただ、委員としては、私、当然それをまとめなければならない役目でありますから、方向づけをしたという、あえて方向づけをしたということを申し上げた次第であります。

したがって、この小委員会は決定機関ではないと、全員の協議会で決定していただくということも付け加えております。以上です。

○柳田会長

はい、どうぞ。

大内町の成田さん。

○成田正雄委員(大内町)

大内町の成田です。

私たち大内町の場合は、当初からずっと特別職というものは置かない方がいいと。特に必要であればその地域の考えた地域審議会に重点を置くと、それがいわゆる現状ではベターではないかということでありました。

しかし、小委員会に出席されました小松さんの話を聞いて、本当はびっくりしておりました。だから、いまだにまだ議会としては審議会がいいのではないかというような結論も出ておりますけども、ただ、全体の中でどういうふうにか、これはこれからのことでしょう。

ただし、私は今、市長あるいは助役、部長、そして総合支所長がおります。その方には即決権を与えたかなりの権限を与えるというような立場の総合支所長になろうかと思えます。いわゆる行政の執行権側の方でございます。

さらに、それに自治区を置いて区長という特別職を置くとどちらがその地域の執行を担うのかと非常に曖昧なものになりはしないかと懸念するところであります。

その辺事務局の方からご説明いただきたいと思えます。

○柳田会長

はい、前川さん。

○前川 侔(岩城町)

岩城町の前川です。

それで、ちょっと座長さんにお伺いしたいんですけども、地域審議会及び地域自治区について、いろいろこれまで小委員会で議論をなされてきたと思うんですけども、その経過についてはあまり報告はなかったわけでありまして。ですから、私のところの町は地域審議会がいいだろうというふうにおそらくうちの阿部議長がそういう形で臨んだのではないかなと思えますけれども、その経過についてあまり報告なかったわけですから、そこをもう少し聞きたいなと思う訳です。

それで私は、決まったことは決まったことだこう思うんですけども、ただ、先ほど由利町の佐藤さんからお話がありました。

なぜ合併するのかということも、もう一度やっぱり我々は原点に帰るべきだと私は思うんです。自治区でも地域審議会でも大して変わらない訳です。

要するに住民の不安を解消するということでありまして、例えば今のこれ見ますと、特別職が常勤だと、こら辺に私は疑問を感じる訳であります。

何も常勤でなくても非常勤でもいいんじゃないかなこう思うんですけども、もう少し、地域審議会と地域自治区について議論したいと思えますので、どういうふうな中身であったのかお伺いしたいと思います。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○齊藤座長(西目町)

よろしいですか。いちいち4回の経過をずっとやってきますと、私だけで30分以上はかかるだろうというふうに思いまして、一応、結論づけたものを申し上げた次第であります。それでは最初の9月24日から申し上げます。この辺については、地域審議会及び地域自治区について検討したということでありまして。相対的なまとめとしまして、簡単に報告しますが、1市7町全部同じにするということの意見で全会一致しました。

それから、それは何のためにやるんだということで、住民が自治意識を持って住民総参加型のまちづくりのために、住民の声を反映するんだということのその手段としての組織づくりをするんだというようなことでもあります。

それで、まずこれをもってして次回にいわゆる特別職を置くか置かないか、あるいは地域審議会にするか、地域自治区にするかということを宿題としまして、第2回の会議、10月15日に臨んだわけでありまして。そのときのあり方のまとめとしましては、まず9月24日の意見の中で、条例で定めた審議会をつくるか、あるいはNPO法人をつくってその役割をしたらどうかというようなことで、次回にシミュレーションしたものを出してくれということで、その意見を出した方々がシミュレーションして書類に出したということでありまして。10月15日の第2回目のときに、大体まとまったものは、各市民が自らまちづくりに参加することに異論はないということで、いわゆる自治区というのは、地方自治法上の自治区をつくった方がいいと、それで、このとき特別職を置くか置かないかということで、ただ置いた方がいいと、置いてくれというような意見もありました。

それで、これはなぜならば心配からくる特別職であるというようなことでありました。それから、11月24日、第3回目でありまして、ここで地方自治法上の自治区にすると、特例の自治区ではない、いわゆる地方自治法上の自治区をつくるということで、要するに協議会というのは、その中の地域協議会をつくるということでありまして、これは決して特例の自治区ではありません。

そこで、一番大きな問題となったのは、特別職を置くか置かないかというようなことで、ここで初めてその特別職を置く、置かないという議論になったのであります。

最終的には、置いた方がいいというのが多かったということで、それは非常勤か常勤かということの話し合いでしたけれども、ここでも常勤という声が多かったので、方向づけとしましては常勤という形で、今日の会議という結果になった訳であります。

いずれにしても、これは新しい、いわゆる新市のまちづくりのためにどのような手段をとっていくかということでありまして、完全にこれがこうなって、こうなるからという堅苦しいのではなくて、皆で新しい町をつくってこうという組織づくりであるというようなことですので、先ほども申し上げましたけれども、100%全会一致というふうにはいかないということで申し上げさせていただきます。以上です。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○前川 侖(岩城町)

この案を見ますと、任期は2年とすると。しかも、5年以内とするという期間、2年ということになるでしょうけれども、私は一番心配しているのは1、2年は何とかなるんでしょうけれども、そうすれば2年過ぎ、あるいは5年以後のことはどうするのかというようなことをもっと私は議論すべきじゃないかなと思う訳であります。

しかも市長が任命する、そういうことになりますと住民の不安を解消するためだと、こういうことなんですけれども、じゃあ2年過ぎた場合、あるいは任期が、再任は妨げないということですけども、5年以内とすることですか。2年であとなくしますかといってもそれまでです。そうすれば住民の不安を解消できるのかというと、私はそうでないと思う。ですから、もっと先のことを我々は、議論をしてもらいたかったなと。地域審議会でも、あるいは今の自治区でも大して中身は私は変わらないと思うんです。

だとすれば、私は地域審議会でも良かったのではないかなと思いますし、しかも常勤というのは私は本当にちょっと驚きました。常勤になった場合、これ区長の位置づけというのはどうなるんですか。市長、例えば助役などがこう出てくるんですけども、区長というのはどこら辺に入ってますか。これは事務局かな。

○柳田会長

はい、斉藤さん。

○齊藤座長(西目町)

まず5年という根拠は、どこかということからお答えしますが、5年というのは、まずある一定期間という意味でありまして、4年ぐらいで、もうちょっとこれは長く続けた方がいいということであれば、条例を変えて何年という形にもっていくというような内容ですので、決して5年で区切ったから、これで終わりということではなくて、順調であったら、早くやめてもこれは結構だと思います。

そして、区長の位置づけということ、これも私も一番の悩みでありまして、いろんなことでどこに置けば、あそこに置けばということで議論をしました。これもまた結構長い時間がかかりましたけれども、まず大方の意見としましては、支所長より上ということで、あとは助役より下というような意見が多かったということでもあります。あえて、この場には申し上げませんでした。

○柳田会長

はい、どうぞ。成田さん。

○成田正雄委員(大内町)

先ほど事務局に答えをお願いしたんですけれども、間違っておりました。

齊藤さんをお願いします。今、耳にはさんだ言葉ですけれども、助役とか、総合支所長の間あたりだと、ということはまさしく特別職、管理職であり執行権者になろうかと私は思います。それを確認したいのです。

○齊藤座長(西目町)

誤解されては困りますけれども、あくまでもこれは地域自治区、いわゆる地域審議会、地域協議会の中の仕事であるということで、事務職ではないということでもあります。

ですから、今までの町長だとか、助役だとか、そういう形ではないということでもあります。地域のことを新市に地域の皆さんが考えていることを新市に提案すると。それで、新市も地域のことに関するならば、その地域協議会にかけて、その区長が市長に提案するというような形だということでもあります。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○佐藤千秋委員(由利町)

齊藤さん、大変ご苦労されているわけですが、今、聞いていますと確たる話ではない。ぼんやりとした、見えるような見えないような話でございます。もちろん国で出してるのもそうなんです。何も裏付けとなるようなものもなければ、こういう権限があるんだということも何も、どこを探してもそういうものも出てこないし、例えばそういう特別職を置く、例えば何十万でも何万でもいい訳ですが、当然報酬が支払われる、そういうものに国が財政的な裏付けがあるんだというようなこともなければ、その地域で適当に考えなさいというだけのことしかないのです、おそらく今、助役の下とか上とか何とかというようなこと言っても誰もそのようなこと、そうですかと聞く人はいないと思います。

そういうような、あやふやなことを先ほど前川さんから、年数の話もございましたが、私は年数なんていう前にもこういうものはあり得ないと、そう思いますし、例えば、私ども新市の財政計画をいただきました。

そのとき、さまざま質問もしました。人件費がどのくらい落ちるとか。今、現在のもので横並びにいくという事業費とか、さまざま質問もし、答えてもいただきましたが、おそらく我々がいただいている財政計画にはそういう特別職の報酬などは入っていないはずでございます。ごく最近までそういうような資料だけ我々はもらっている訳ですが、もちろん一般住民の方々がそういうような

こと、知ってる人もおるかもしれませんが、大方の方々が知らないままにいてるのではないかと思うんですが、そういうことを各町内会なり、集落へ行ってこういうことに今なってるんだけれども、どうかというようなことを日にちもあまりないわけですが、そういうのが順序であろうかと思いません。

全くこの特別職については、だまし討ちしたような、そういうような原案でございますので、私は先ほどご一考願いたいと言いましたが、これは撤回していただきたい。このように思います。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○佐藤千秋委員(由利町)

すいません。もう一言言わせてもらいますが、住民の不安解消と言えれば何でもいいものだと思うわけても、これも大変だなと思うんです。どういうところが不安で、どういうところがこのままもっていてもいいというような具体的な話を出していただきませんか、ただ住民も不安がっている、不安解消のためにといっても、何か文書ではどんなにでも書けますが、何となく説得力がない文書でございますので、そういうあたりも本当にこういうところを心配してるんだというようなことが、お互いに解ってくればその対処の方法もおのずと出てくると思います。

○柳田会長

はい、茂木さん。

○茂木好文委員(矢島町)

先ほどからずっと特別職だとか自治区は必要でないというふうな意見の方がずっとお話ししてましたので、由利町さんの寝耳に水とは言いませんけども、必要でないという部分から、地域の住民にも全然、話もされてないというふうなことから入っていきたいと思います。実は、私たち矢島町においては、ずっと前から話はしています。

町長さんも前回だったと思いますけども、もしかすると前々回かもしれませんけれども、地域自治区を置きながら特別職も置き、そしてまちづくりをこのあと合併後もしていくんだというふうなことで、議会でも、私議員じゃありませんけども、話をしていますし、地域の中ではそういう話をしています。

たまたま矢島町の場合はしていました。間違いなく。それで、由利町ではそういうことは全然、町長さんを筆頭になるべく財政計画というか、縮小しながらやっていこうというふうな強い決心のもとに合併に向かっている事実もわかりますけれども、ただ矢島町については、もう1年以上前からこの地域自治組織と特別職ということについては、お話をしております、地域で。

それから、住民の不安解消という意味では、私より鳥海町の松田さんの方がずっとうまく説明できていたようですので、この点については私の方から何とか松田さんにお話をさせていただければと思います。お願いします。

○柳田会長

松田さん、ご指名のようですので、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

鳥海町の松田でございます。

佐藤さんのご意見もわかります。

しかし、私ども小委員会は、この協議会から特別職、区長も含めた、1つの地域自治区、あるいは協議会等々も含めて相談してほしいということで任命されて結論を出したのでございますか

ら、全く寝耳に水とか何とかじゃなくて、それを私どもは小委員会というものを組織していただいて、その一員としていろんな発言をしてきたということですから、あまり佐藤さんの言い方がその辺のところは極端でございまして、一部私もこれじゃうまくないなと思ったこともございます。

それはそれとして、実は、この合併がすべて財政問題を中心だけ考えていくのかということから、まず考えてみてください。それから考えていきますと、無駄なことは一切、在任特例もやめる、議員の報酬も下げろ、いろんなことが出てくるんですけども、そういうことでなくして、今まで各市町も、特に市は大きな問題ないと思いますので、町の場合は町長、助役、収入役、あるいは教育長、そういう方々がおりまして、いろんな形で町民の声を聞きながら、あるいはたくさんの議員の皆さんとともに進めてきた訳でございまして。ところが合併しましたから、あとは安上がりであります。特別職は一切いらない。

ただ、総合支所に全部任せておけばいいということには、私は急激な住民に対する環境変化、いわゆる激変にあたるんじゃないかと。そこのところをもっと考えていかなければいけないんだろう。それで、5年先のことをどうするか、それも確かにそうでございんですけど、それは地域協議会として5年、これは永久にもっていかなければいけない。

ただし、特別職として暫定に置くのは、新市が軌道に乗るまで、鳥海町の場合は、やっぱり総合支所長が、今まですべて町内会の陳情も、あるいはいろんな総会も全部出ることは大変だろうと。

総合支所では、一般事務全体の流れをきちっと進めるべきだ、そういう形の中で、やはりそれでは集中して全部任せているという訳にはいかないんじゃないかと思えます。

それは、ある歴史をたどれば将来的には、それはできると思えます。

しかし、今はひとつ変わるわけですから、そこのところで少しもっと住民の立場で本当に大丈夫だと。

例えば、常に予定どおりで全部進めばいいんだけど、何かトラブルがあって、そしてその地域から大きな陳情が出た。あるいは署名運動だ、いろんなことが出てくる可能性があるわけです。そのとき総合支所長、あなた全部やれという形では、これはちょっと総合支所長は大変だろうということを考えますと、ただ財政だけを云々する前にやっぱり住民の声を聞く、人間が一番大事だとかこういうようにと考えると、私はぜひ特別職を置いていただきたい、こういうこととさせていただきます。

○柳田会長

はい、ありがとうございます。

それでは、東由利町さんの方からひとつご発言願います。

○遠藤忠平委員(東由利町)

会長さんの方からご指名でありますから、私どもの考えを申し上げたいと思えますが、私も小委員会の委員でありまして、大変今日のこの協議会の流れがおかしくなったような感じがしております。

先ほど来、小委員会の斉藤座長さんの方からもお話ありましたけれども、その特別職、区長も含めてその地域審議会、地域自治区をどう扱うかということで4回重ねてきたわけでありまして。

私どもの町といたしましては、地域審議会がいいと、特別職はいらないということとずっと主張してまいったんですが、この小委員会4回の会合でどうしてもそれこそ地域の不安を解消するためには、特別職を置いた方がいいというような意見、小委員会の委員の意見が大勢を占めたわけでありまして。3回、4回なってからでありますけれども、また、私どもはそういうことを踏まえて後戻りするわけにはいかないと。この合併協議会が後戻りするわけにはいかないと。大勢に従って不本意であります。その不本意という言葉は適当ではないかと思えますが、適当ではないと思えますけれども、その区長というものを置く方向にいったわけでありましてけれども、今日の特別職の、服務関係の3番においては、あまり権限の強くないような方向にもっていったらどうかと

ということで最初は重要案件及び本庁の決裁を必要とする事項について決裁する、その特別職がですね、ですから、そこをあまり権限を強くすると総合支所長との兼ね合いもうまくない、そういうことでありまして、今回この3番の案件に出されましたように、合議するというようなことの方に方向づけに賛成を得たところであります。

まだ、私もそういうような、この協議会で、協議会一同が集まった中で由利町の佐藤さんは、由利町ではそういう話は全然聞かないということでありまして、私どもはその小委員会が9月24日に発足しましたけれども、議会としても何度かこの小委員会の概要を報告してどうあればいいかということを検討しておりますので、寝耳に水という言葉は適当ではないのかなというように思っております。以上です。

○柳田会長

そうすると、本荘市から。

○工藤兼雄委員(本荘市)

本荘市の工藤です。

今、私はこの場にきたのは、今回が最終回だろうと、あとあっても2月にあるだろうという気構えで、今日は来たんでございますけれども、今、由利町の佐藤さんからいろいろ聞くと本当に振り出しに戻すのかなというように感じをして、この場に及んでというのは私はあまり言いたくないんですけども、こういうふうな感じをいたしました。

というのは、やっぱり私どもは小委員会をつくって皆さんで決めて委員を出してるんですから、その間に今まで第4回という会合を重ねて今、座長さんからのお話ありました。そういう中で、私どもはその都度報告を議員としては受けておりますし、私は委員で、そっちの方の委員ではないんですけども、うちの斉藤議長の方から、そしてまたうちの方の合併協議会の委員にもその都度報告をして、協議をして、この地域審議会と今の自治区をどうするかというようなことも議論をされてきております。

そういう中で、今日は私どもは本荘市の5人の委員ともいろんな打ち合わせをしながら今日は臨んで来ているので、今日は円満に解決するのかなというふうな感じをしておりました。

というのは、私どもはやはり普通の審議会がいいんじゃないかというのが当初の意見でございました。いろんなそういう自治区とか、あるいは審議会かということを経験しながら勉強しているうちに、やはり1市7町が円満にまとまるのであれば、いろんなその中での区別の仕方はいろいろあるでしょうけれども、やはりそのために2年という、あるいは5年以内という期限もつけたのでございましょうし、そういう中でやはり普通の自治区でなく条例に定めた自治区というのなら私どもも、地域審議会と何ら変わらないからいいのではないかなという結論を出して今日は臨んでいるわけでございます。

それで、そういうことで来たのに、今日は先ほどから聞いておられますと、何か委員の方々由利町さんだけだろうか、あるいはほかの方からも出ましたけども、皆さん方話し合いをしないでぽつんと来ているのでしょうかという、私の方で聞きたくなるような。

どうかひとつ今日は円満に、総務省からもう出ているのですから、そこら辺のところを酌んでいただいて、皆さんでまとめ上げていただければありがたいと思います。

○柳田会長

はい、どうもありがとうございます。

どうぞ、佐藤さん。

○佐藤千秋委員(由利町)

今、工藤さんから話がありましたが、要するに壊すとか、振り出しに戻るとかという考えは毛頭ないんですが、ただ、問題は協議会、あるいは自治区、名前はどうでもいいんですが、問題はそういう条例を充実して、そういう会で間に合うのに。と私は思うんですよね。なぜ特別職を置かなければならないのか。それだけなんですよ。何も振り出しに戻してということでないんですよ。それ置か置かないかというそれだけなんですから。

そういうようなことを、私は別に寝耳に水とさっき茂木さんと松田さん言ってましたが、私はそれは言うておりませんので、お願いしたいと思います。

そういうようなことは言いません。議事録あとで見てください。

ただ、今日ここに提案された書類を見てびっくりしたとこういうことなんです。そうですので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

それから、前々から特別職という話がされておるとい町もあるようでございますが、国の方でその特別職も特例を出したのは15年の5月ですので、その前からというのはちょっとこの合併の説明とかそういうものは13年の8月から始まっているわけで、そのころから特別職というのは話し合っていたのかなと、その点はちょっと疑問に思う訳でございます。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

法律が制定されまして施行になる、例えば平成16年4月1日からこういう法律が施行になりますよという前に、2年も前から原案づくりが始まっております。情報の早い市町村では、その段階で、もうこういうことはこう変わる、特例法が半年後にはこういうように変わるというような情報入手して、先んじて合併に対応されておるといところもあるわけです。ですから、法律ができる前から今までそんなことなかったんじゃないかといいまして、例えばこの合併協議会の中で自治区を設定いたしまして、区長を置かなければ困るんだよといことは、一早く副会長の矢島町の佐藤町長さんが、発言をされた経緯があります。

そして、合併協議会の中でもそれぞれの町の委員の方からもそれと歩調を合わせた発言が出されて、今回に至っておるのではないのでしょうか。

岩城町といたしましては、私も何度もお話をさせていただきました。自治区というようなものでなくても、審議会でも協議会でもよろしい。つくる目的というのは旧町、旧市の新市とのそれぞれの地域がスムーズな意見交換ができるように、住民の不安解消のための意見交換ができるよといことと、もう一つはその地域の審議会なりが住民総参加型で、地域の新しい活力を生み出す、自分たちが動けば、知恵を出せば今までより良くなるという一つの方法を探ろうと。岩城町ではもうその方向で走っていますよと。つくるようお願いをいたしたいというように、この協議会でもお願いをした経緯がございます。

そして、そういう流れの中で地域自治区設置、これが小委員会をつくりまして、小委員会の委員が指名されまして、今日、座長からその結果が発表された、こういうことだと思います。

全く住民にも説明もしない、私たちも知らない間にこんなことが出てくるのかという流れではなかったと私はそういうように思っております。

2、3日前にも岩城町では前にも申し上げましたように、地域振興研究会、40名の委員の皆さん、議会議員も入っております。

その中でこの経過を、3回目までの経過を私は説明をいたしました。そのときにある委員から合併協定書に町長が署名をいたしました。そういうものが県、総務省に上がって、先ほど会長から説明ありましたように、告示を受けた、出そろった、しかしながら、決まったようで決まらないようなわからない話もあるんじゃないかと、そして岩城町の地域振興研究会の中で協議をして、あなた方が協議会にいても、私たちの意見が協議会の中で必ずしも十分活かされておらないんじゃない

か、こういうお話がございました。確か協定書の協定項目は64だったと思います。その中では、総論賛成であります。協議会では皆最終的には合意をされまして、総論賛成なんでありますけれども、その中身の各論に入りますと、岩城町の皆さんがお話をされたようなことが全部とおるといものではない。

大変申し訳ありませんが、各町の代表の皆さんが一同に会して、ここで決めなければいけないということになれば、申し訳ありませんが妥協ということもしなければ前に進めない。それはご理解をいただきたいなど、本当に100%意見をとおして来いと言われる皆さんの声をバックに代表といたしまして、協議会に出ている私はこういう報告を皆さんと顔を合わせてできるなどともないと思う。そういうように謝りました。

しかしながら、本荘市の工藤委員から、ただいまありましたように、振り出しに戻るなどということとは私はないのではないかと。自分の考えとは違う、こちらの方が正しいという方もそれぞれの協議項目の中にはあろうかと思いますが、耐えるところは耐える、譲るところは譲るという精神がなければ、この話はまとまらないと思う。原点に帰る、それぞれの意見の主張の場であれば、合併はできないと思います。

そのことをよく考えながら、私どもは進まなければいけないのではないかなど。

ですから、岩城町に帰りましても、振興会の皆さんには私は素直に謝るところは謝って岩城町の皆さんの意見と違うところは、ここはこうだ、こういう経緯の中の協議会、あるいは小委員会の流れでありますから、言葉は悪いけれども妥協だと言われてもやむを得ない部分もありますよ、ということをお謝りながらご報告をしております。

ご参考にさせていただければ、参考にならないかもしれませんが、ひとつお話をさせていただきました。ありがとうございました。

○柳田会長

どうもありがとうございました。

各町の皆さん方から代表して、それぞれご意見いただきましたけれども、さらに何かご意見ございませんか。

はい、どうぞ。村岡さん。

○村岡兼幸委員(本荘市)

本荘市の村岡です。

今の意見にもまた似てるんですけども、根本的な話になっていますので、少し根本的なお話をさせていただくと、この1市7町の合併はもう全国でも代表するぐらいの広域合併だと思います。

神奈川県、東京都の半分ぐらいの面積を有する1市7町が1つになるという合併です。そんな中で法律がどうだとか、国ではこうなってるこう言ってるある先生はこう言っているということではなくて、この由利本荘市、1市7町ではどういう新しい自治の仕組み、あるいはどういう新しい行政のあり方をつくるかということで小委員会としても議論をしてきたつもりであります。

前にも述べたんですが、これだけ広い1市7町、いわゆる1市1町とか1市2町でないですから、1市7町という数が多い中での広域合併を実現するためには、行政はできるだけ広く自治の単位はできるだけ狭い方がいいに決まってるんですね。行政は広く自治の単位は狭い方がいいということをおの1市7町の中でどう具現化していくかという中で、この特別職という考えも出てきているんだと思います。

財政は本当に大事ですけども、先ほどから何度も出ているように、財政だけを言えば在任特例を決めない訳でありますし、いわゆるどうしても必要な部分には、お金をかけてでもその仕組みをつくっていくということだと思っております。

そして、特別職に関しても今のそれぞれの町には特別職と言われる方は町長、助役、収入役、教育長もそうでしょうか。それから、またちょっと立場は違いますけども、議長もいます。何か町でいろんな問題があったときに、事務方に聞くというよりは、そういう特別職の人に何か相談をしたりとか話しかけたりして、物事を解決していくということは、各町であったんだと思います。それが、ゼロになるんですよね。

特別職は一人、事務方の総合支所長1人で、地域協議会をつくるけれども、これから成長させていこうというまだ段階です。4年、5年かけて地域協議会をつくっていく、その5年という期限の中で一人、特別職という人がいて、いろんなことを相談できる人がいることをやっぱり、私は安心料だと思います。いろんな意味でその人に相談をしながら、物事を決定していったら、5年ぐらいをかけて新しい自治や行政のあり方をつくっていくために特別職が必要ではないかということで、小委員会の中で話し合ってきました。

当初、さっきから何度も出てるように地域審議会ではそれはできるんじゃないかという意見もありました。ぜひ地域自治区という形でやりたいという意見もありました。そんな中で一般法の地域自治区でいきましょうという道を選択をしたということでありますので、私は特別職をおく意義もあろうかと思っておりますので、そういう中でぜひ議論をしていただきたいと思います。以上です。

○柳田会長

どうもありがとうございました。そのほかございませんか。

はい、どうぞ。大内町の佐々木さん。

○佐々木正男委員(大内町)

大内町の佐々木でございます。

今、村岡委員さんから述べられましたけれども、じゃあ、住民の皆さんにはなぜこの特別職を置かなきゃいけないのかということを知りやすく、やはり説明する私ども義務があろうかと思っております。

今、鳥海町の松田さんもおっしゃいましたけれども、5年後そうすれば今までみたいに皆とにかく役場方向へお願いして住民の意思をまとめていったのが、その5年後には今度、我々地域の皆さんの民意がやらなきゃいけない。そういうときにすつといくんですかと、私はそういう疑問も一方では持っております。

従いまして、今、佐藤さんがいろいろ提案をされましたので、いろいろ皆さんからおっしゃられておりますけども、私も前回ですか、この地方自治法の条例の中で民意を、不安を解消するための方法をぜひ議論してほしいということを申し上げた一人でございます。やはり原点を考えますと、必要なところにはそれは経費は十分使わなければいけないと思いますが、今、経費を使う、ここも大切、ここも大切、そうやってやってたらなかなか難しいわけですよ。やはり私どもそこをカバーするのが民意の力を引き出す方法をやはりここで考えるべきじゃないかなと。これ私、前から持論として持っております。

できれば本当に議員の皆さんにももっと長く在任をしていただいで、報酬ももっと上げていただいで、一生懸命頑張っていただきたい。でも、そういう現実がなかなか難しいということで我々今議論しているわけでございますので、やはり、この特別職、この地域協議会については、私どもも審議会いいと、そういう考え方でございました。

やはり、この間の説明会の中でも特別職みたいな形を置くんですかという質問もございました。そういうことにはならないでしょうというような形でお話はしておりましたが、やはりそういう疑問を持たれる方がいるわけです。それで、そういう方はわざわざ会場にみえられます。そういう疑問といたしますか、そういうものが非常に住民の皆さんの不安の主たるものなんですね。それをやはり私どもがいや、住民の皆さんでこういうふうな形で解消していく方法をやりますよと、住民の力で

どうしても難しいところはこういう行政的なシステムの中でやりますよというものをやはり住民の皆さんに説明をしながらいかなければいけないのじゃないかなと思っております。

小委員会のお話、こういう結論を出た、お話を承っております。そういう非常に十分尊重しながらいかなければいけないなと思えますけども、もう一方でそういう説明もぜひ必要であろうと思っております。以上です。

○柳田会長

はい、ありがとうございます。

この資料は、最初特別職で、その次に地域自治区の概要となっておりますが、まず、この地域自治区につきまして、皆さん方からご意見賜りたいと思います。

ご意見の中で、地域自治区の設置というご意思の意見と承りましたが、それはいいですか。

【異議なしの声あり】

それでは、この地域自治区について、事務局で説明したとおりでありますので、これで了解し、確認していただきます。

先ほど由利町の佐藤委員、また他の委員からも大変貴重なご意見が出ています。

市町村合併は、まさに激変です。それは秋田県内の状況を見てもおわかりのことと思います。それは合併の喜びよりも不安が先行していることのせいではないでしょうか。

私も、合併町にお伺いする機会があって話をしてみますと、不安がありますとのこと。

115年も合併しなかった町、あるいは50年も続いた町等、それぞれの不安もあろうかと思えます。

それ故に、議員数130人という在任特例も不安の解消のためと先ほどお話ありました。

また、10月31日まで在任特例、その次に今度30人ということでの議員数が改正となります。

総合支所長は事務吏員ですので、事務的には非常にたけてはいますが、全体の掌握については、いま一つの心配もあるかもしれません。

そこで、地域の全体のことを知っている方が特別職であれば、合併をされて議員が30人になっても、地域の声を届けさせることができるのでないかのご意見と私は承りました。

それで、財政的な話と絡む訳であります。合併時にしこりを残すと正常になるまで30年もかかったという話も聞いておりましたし、そこでスタートが非常に大事であると思うのです。

ですから、私はスタートというのが非常に大事だろうと。

ただ、合併すればいいのではなく、スタート時点でスムーズに上昇するならば、よい市が出来るものと思います。そのため情報を収集もし、こうして小委員会を4回も開いていただきました。皆さんから大変貴重な意見をいただき集約し、特別職を置くということで小委員会の報告に基づき、事務局で説明したものです。

はい、どうぞ。

○佐藤千秋委員(由利町)

この合併は、皆さんがまとめたという話でやっていることであって、誰も壊すとか振り出しに戻すことは考えていないと思います。

ただ、こういう意見の違いがありますので、この特別職を置く、置かないについては起立採決というような方法でも結構だと思います。

○柳田会長

ただいま、起立採決というご意見ございましたが。

○成田正雄委員(大内町)

私はまず第一に、今まで協議会を進めたというか、そういうつもりでまいりましたので、自治区を選ぶのか選ばないのか、これがまず大前提かと思えます。

その上で、その組織の中に区長を置くのか、置かないのかが次ではないかと思えます。どうでしょうか。

○齊藤好三委員(本荘市)

本荘市の齊藤ですが、これは先ほど確認されたことで、それはもう了解済みだと思えます。

それから、佐藤さんの言われることもわかります。しかし、委員会の中でも座長が言いましたように、もういろんな意見ががらがらぶつかる訳です。当然です。

この町が本当にこれから良くしていくためには、やっぱり今、理論的な法的なことだけでも私は立ち行かないものだと思ってます。それはやっぱりその中でまとめ上げていうことに対しては、不安材料、これが一番大きいのではないか。じゃあどういふふうな不安だって、そこまで出さないって、そういうふうな形なんですけども、それ皆さんで話して、私たちもその中では、議会の中での話、最初私はこう言ったんです。振り出しに戻すわけじゃないですけども、審議会で足りるよって、あわよくば町内会で足りるよって、それさえ健全であれば、この合併は何もおっかなくない。

しかし、それがだんだん皆さんの話、やっぱりそういう特別地方公共団体を述べる方もいらっしやれば、やっぱり地域自治と、その中で、要するに地方自治法でいくところにいくと、そういうところに皆妥協しながら、お互いの思いがありながら、ここまでたどり着いたわけで、ひとつその点も理解できますけども、私はそういうような方向で、委員会ではめいっぱい話もしましたし、これは私も尊重すべきだと、そう思っています。

ですから、別にここで手を挙げてとか何かということでもなく、私はよろしいのではないかと思えます。そうでなければ、先ほど座長も誰々委員は皆反対しますよとかって言うはずですから、総意としてひとつ今、意見も十分わかりましたので、ご了承いただきたいと思えます。

○柳田会長

齊藤さん、どうもありがとうございます。

それでは、もう一度確認を申し上げます。

ただいま、事務局より説明ありましたとおり、確認して異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

異議なしと認めます。

よって、協議第 64 号は「地域審議会及び地域自治区の取扱いについて」は確認されました。

次に協議第 65 号「特別職の報酬の取扱いについて」、小委員会の座長であります大内町の成田委員より報告していただきますが、その前に暫時休憩いたします。

午後 3時12分 休憩

午後 3時29分 再開

○柳田会長

会議を再開いたします。成田座長から報告願います。

○成田座長(大内町)

会長には、休憩のご配慮をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、私から特別職の報酬等にかかる小委員会の報告を申し上げたいと思います。

まず、第1回目の会合は、11月1日に開催されました。座長には私になりましたけれども、副座長には、本荘市の工藤委員が選任されております。

第1回目では、事務局から提出された資料に市長や助役をはじめ選管、監査委員などの特別職の報酬について、調整がありました。

小委員会では、協議が困難となる議員報酬を主として協議をするということで確認し、協議をさせました。第1回目に出された意見は、大きく4つになると思います。

1つ、各市町村現行報酬額の凍結、いわゆる現状維持であります。

2つ目は、議員の立場は平等であるので、すべて同一額、平均額、または一番高い額に合わせる。

3つ目は、本荘市報酬は現行どおりとし、7町報酬の一番高い額に合わせる。

4つ目、本荘市報酬額は現行どおりとし、7町報酬は平均額とする。

以上の意見が出ましたが、これらの意見は各市町に持ち帰り、議会内や協議委員で意見の交換をし、各市町の意見を集約し、次回小委員会で再協議するというので散会いたしております。

なお、事務局から次回までの資料として先進事例の提出などをお願いしておりました。

2回目は、11月18日に開催されました。会議の冒頭に報酬は、いわゆる報酬というものの定義について説明を求めたものでありますが、勤務の代価として受けるものというそういう報奨という定義を確認しています。

また、反対給付という言葉が出てくるようでした。事務局から出された資料を検討し、1回目の協議の項目を踏まえ、各市町の議会の議会報告を2号議員よりいただきました。その内容については、省略します。

各市町の議会の協議については、ただいま申し上げましたとおりですが、内容を申し上げますが、一元化が5町、現状維持が1市1町、たまたま西目町さんの場合、委員がお休みになった関係で意見がまとまっておりませんでしたので、そういう結果になっております。

一元化が5町、現状維持が1市1町、意見がまとまっていないのが1町と、次に3号委員の皆さんから、それぞれご意見を伺いましたが、2名の方は欠席しておりました中で皆さん、ほとんどは現状維持でまとまっております。

小委員会では、これら2号、3号委員から出されました意見について、さらに協議を重ねました。

その結果を先に申し上げますと、

1つは、1市7町の現行報酬をそのままを適用する、現状維持ということであります。

2つ目に、1市7町の報酬額を統一して一元化を図るべきだとこの2つに分かれるかと思いません。

今日は、この両論提起という形でご報告申し上げますのでございます。

協議会で協議願いたいと思います。

なお、この中で報酬の統一、一元化という内容を見ますと、いわゆる1つ目の1市7町の現状のまままでいく、これは間違いなく現状のまま、即執行できます。

ただ、2つ目の1市7町の報酬を統一し、一元化ということになりますと、内容が1市7町の報酬の総額を決め、1市7町の平均額での一元化、これは2つ目に出てくる言葉とまた全く内容同じだと思いますけども、2つ目は本荘市の例に統一しての一元化、これが2つ。それから3つ目は本荘市は現行どおりとし、7町は7町の最高の額を各町に統一すると。いうふうな、また当初本荘市、そして7町の総額を合わせた平均の一元化ということもありましたので、申し添えておきたいと思えます。

一元化については、意見を集約することができなかつたということですので、私としては、幹事会に差し戻すというか、お預けしたいと思えます。

それで、これにつけてご注文申し上げますと、やはり各町から学識経験者が1人ばかりずつ選んで、その中でやはり審議会に似たようなもので決めてほしい。あるいは幹事会でこの内容を検討して、幹事会として出してほしいと思います。

なお、議会の議員、農業委員会、固定資産評価委員を除きます特別職の報酬については、資料にありますように本荘市の例、農業委員会の委員は議会議員の動向に準じる、また固定資産評価委員はほかの日額報酬の非常勤特別職にも関連することから、単純に高い方という訳にはいかなかったことで、6,500円が適当であると結論を出しております。

以上、特別職の報酬にかかわる小委員会の内容ですが、言い足りない部分は出席委員の皆さんから補足していただいて、ご協議を願いたいとお願いする次第であります。

○柳田会長

はい、どうもありがとうございました。

小委員会での座長の成田さんから、ただいまご報告がありました。

それで、事務局で委員長の報告をもう1回繰り返してください。

○事務局

ただいま、成田座長さんからの報告の内容を再度ということですが、7ページをご覧になっていただきたいと思います。

7ページの方に1市7町の現状と、それから由利本荘市の案ということで、小委員会からの案が出されております。

首長、これは市長になりますが、市長から助役、収入役、教育長、企業管理者までは本荘市の例によりということ、現在の本荘市の金額が新市の案として提示されております。議会につきましては、空欄となっております。

それから、教育委員会の委員長から選挙管理委員会、監査委員までは同じく本荘市の例ということで現在の本荘市の金額がそのまま提案されております。

農業委員会につきましては、空欄となっております、一番下の固定資産評価委員につきましては、日額報酬の非常勤特別職、ほかの特別職との関係もございますので、単純に高い方とはいかないということ、6,500円に統一するというようになっております。

それから、議会の議員につきましては、先ほど座長さんからの報告がありましたけれども、両論提起ということで1市7町の現行の報酬額をそのまま適用して、現状維持、要するに矢島町さんの方は矢島町の報酬というような形で、由利町さんの場合は由利町の報酬というような形で現状を凍結するという案が一案でございます。

もう一案につきましては、1市7町の議員のこれは同じ仕事をしているのであるから、報酬は統一すべきであると。そして、その統一の方法ということで、総枠を決めた中で平均をとる。それから、本荘市の例に統一して一元化を図る。それから本荘市は現行のとおりとし、7町の場合は7町の最高額に統一する。市と町の差が大きいので、この場合は統一とはなりません。2種類となりますけれども、本荘市は本荘市の現在の額、7町については一番高いところというような形の案が出されました。

いずれにしても、現状維持、または一元化と、ただ一元化の中には2種類になるという場合もあると。それから農業委員会につきましては、議会の動向によって、議会の決めたのと同じような形でいきたい、というのがただいまの小委員会での結論でございました。以上でございます。

○柳田会長

繰り返しになりますが、1つは1市7町の現状のまま、今、事務局で説明ありましたように、この表のとおりです。

それから、統一・一元化というのは、平均なのか、あるいは総枠で決めてその人数で割って、平均を出すというのと、3つ目は本荘市は現状のままで、7町については最高のところに統一すると。この3つの案ですね。そういうことです。

こういう案が出ましたので、どうぞ皆さん方から、ご意見いただきたいと思いますが、はい、どうぞ由利町さん。

○尾留川 正委員(由利町)

前に在任特例を決める段階にも私が申し述べたんですけども、その経費削減というようなことで、盛んに皆さんにその説明した結果、お叱りを頂戴した覚えがあります。

このたびのその議員の報酬の件についても、例えば本荘市を除いてほかの町の議員の人たちの平均をとって議員報酬を決めるとそういうような案もあるらしいんですけども、同じ議員の仲間の中で高いものと安いものがあるというような不合理性のある決め方には、私は賛成できないのであります。

ですから、今の132人分の報酬を全部総括して、それを平等に平均で割ると、そういうような方法でいけば、本荘市の議員の人たちから言われると、誠に議員報酬が安くなって気の毒なことも考えられますけども、我々の住民の立場にしてみれば、そういうふうにしてもらえれば、住民の人たちに説明ができると思います。願わくばそういうふうにして決めてもらいたいと思います。

○柳田会長

はい、どうぞ。鳥海町さん。

○藤原友一委員(鳥海町)

鳥海町の藤原でございます。

私たちの方の議会では、もう何回もこの件については、ご相談しておりますが、やはり対等合併という関係から、本当に平均、皆さんが同じ市会議員だから同じだ方がいいなという、何回聞いてもやっぱりそういう答えしか出てこないのが現状でございます。

私たちもこの間、選挙が3月にしたばかりですけども、町民にもおそらく次の方々もその辺は市議員になるんだということは皆認識していて、統一していただいたものと私はそういうふうに自覚しております。以上でございます。

○柳田会長

鳥海町の松田さん。

○松田 訓委員(鳥海町)

鳥海町の松田です。せっかくのご指名ですので。

私も実は、いろいろ在任特例を指示するというふうなこと、過去もありましたけれども、それはそれで潔く大同合併ですので、そういう形で納得しております。

問題はこのあとですけども、7カ月の期間に差があるのはおかしいと言いながらも、これもまた、1つの新しい選択じゃないかなとも思います。

したがって、7町の高い方でもいいでしょうし、あるいは平均でもいいでしょうが、そういう形である意味では高い方に合わせるというわけにもなかなかいかないんじゃないかというような感じしております。

それからもう1つは、ある意味で在任特例のためにこれから7カ月間、いわゆる新市において調整するという課題がいっぱいあるわけでございます。これは大変忙しいわけでございます。そういう意味からしまして、できれば、町の方の7町の方に少しでも高い平均、あるいは高い方だけじゃ

ない方も考えられるのかな。いずれ皆平等にというのは、これは難しいというのが、私の考え方でございます。以上です。

○柳田会長

どうもありがとうございました。
それでは西目町さん、はい。

○三浦重夫委員(西目町)

西目町の三浦です。

西目町の方ですと現状でも本荘市は別にしまして、7町の中ではそれぞれにそんな金額の違いはありませんけれども、同じではございません。そういうふうな関係から、いろいろな町の実情で報酬云々も多少の違いは今までもあったのではないかというふうな感じがしております。そういうふうな観点から、現状の凍結でお願いしたいものだというふうに、大体話し合っているところで

○柳田会長

ありがとうございます。
西目町はそうすると、これは代表としてのご発言と理解していいんでしょうか。
わかりました。それでは大内町さんの方からお伺いします。

○小笠原良一委員(大内町)

あくまでも代表でなくて個人的意見であります。

本当は在任特例が決まった時点において報酬額も現状維持と、その時点で決めれば良かったのではないかなと思っているところであります。

やはり、我々在任特例を認めたのですから、市民も当然、現状維持というように私は思っておりました。以上です。

○柳田会長

はい、どうもありがとうございます。
小松さん、はい、どうぞ。

○小松敏博委員(大内町)

先ほど私どもの議長の方からちょっと出たところでありますが、私どもの議会といたしましては、対等に合併するのであるから、報酬については、バラツキがあってはうまくないのではないかと。これが原則だと。

したがって、原則をお願いしてどこまでとおるのかなということも考えながら、まずは原則なものだというふうに言われております。

というのは、議長の方からもあったけれども、7町の最高額で統一するとか、あるいはその他の方法でということがありますが、いずれにいたしましても、町としてのバラバラの姿はうまくないのではないかと。

いずれ本荘市が高くて、残りはバラバラというやり方は対等の合併とは言えないということを確認しております。

○柳田会長

はい、岩城町さん。

○前川 侖(岩城町)

岩城町の前川でございます。

うちの方は2号委員も3号委員も現状維持ということです。それで、今いろいろ意見を聞いておりましたら、平均であるべきだと、こういうこと。確かに私もそう思います。それで、小委員会の際にも私は確認をしました。

スタート時からハンデつけるなんておかしいんじゃないかと、こういう意見が出されました。確かに私もそう思います。同じ議員なんだから報酬だって同じでもいいだろうと思いますけども、小委員会の席でも私は本荘市さんの委員さんに、じゃあ本荘市さんがそれでいいのかということをおし上げましたら、いや、うちの方で下げるなんてことは毛頭考えておりません。

こういうことですから、これはなかなか私は難しいなと。それで、委員会も2回目の委員会で、もうこれ以上話しても結論は出ないんだからやめましょうと申し上げた経緯があります。それで、私はいろいろあると思います。確かに7カ月間、報酬の高い議員は発言したときは10のもので、報酬が低いところの議員が発言したのは7ぐらいしかないのかと。私はそうだと思います。同じ議員なんです。ですから、私はもしこの場で決定するとしても、なかなか私は決定できないと思います。

そこで私から提案したいんですけども、むしろ第三者というか、幹事会あたりをお願いして決定すると。決定ということまではいかないでしょうけども、幹事会あたりから提案されたものは極力尊重するというような形で、私はその方がいいのかなと思うんですけども、ここで決めようとしても本荘市さんが、はい、わかりました。と言えはすぐに決まりますけれども、おそらくそうはいかないと思いますので、ここで喧々諤々やるよりも、幹事会あたりに下駄を預けて、そこから出てきたものについては尊重するとまではいかないでしょうけども、極力尊重するというような形にした方が早く決まるのではないかなとこう思います。

今、本荘市さん、どういうふうに関言されるかわかりませんが、私はそう思います。

○柳田会長

本荘市が期待されているようですので、ひとつ本荘市の方から。

○工藤兼雄委員(本荘市)

本荘市の工藤です。

まず最初に合併というのは財政の問題だと思います。地域住民の生活の向上という面もあって、いろんな激変緩和だと、これはもう皆さんがご存じのとおりでございますけども、なぜ今この在任特例をしたのかということをもう1度原点に戻って振り返ってみて、今、先ほども言われ、ある議員からも言われましたけれども、この条件として、暗黙の条件として、130人というのは当初からいらないんでないかというのが委員の方々、あるいは市民の方々、町民の方々の声でございました。

やはり、新しい新市になるのだから30人でフリーで一発で勝負しよう。これが、あとは正々堂々とやるべきであったと思います。そういう意見も私は吐いたことがございます。ですが、やはり何とかして新しいまちづくりをするために、皆で頑張ろうでないかという形で1年という、あるいは2年という声もありましたけども、7カ月に落ち着いたというのは、皆さん方、財政云々も言われましたけれども、何とかまず皆思いは同じでございますので、確かに議員という立場から見れば、統一して高い方にいろんな面は合わせるという欲はございますけれども、確かに理屈はそうありますけれども、今までの歩みを考えてみますと、やはり皆さんの声現状維持でやってくれるのならば、130人も黙認しましょう、認めましょうという暗黙の了解だったと思います。

そういうことを踏まえて、私は委員会の中でも2度目のときには本荘市が中において、少ない額でもというの言われましたけど、これは私ども議員の立場というよりも今までの経緯の中から、やはり統一というの皆さんの現状一致という声が一番ベターでないかと。そしてまた、この7カ

月間皆で頑張っていく上でもいいのではないだろうか。あるいはまた市民、町民の方々もそれに対しては賛同するのではないだろうかという声が私どもでは強く同意できますし、また、ここでいろんな面がありますと市民の方からいろんなリコールとかいろいろな声もございます。そういうことを避けるためにも、どうか皆さん方でもう一度原点に帰って考えていただければというふうに考えてございます。以上です。

○柳田会長

はい、矢島町の佐藤さん。

○佐藤 實委員(矢島町)

矢島町の佐藤ですけれども、このことについて矢島町の議会でも調整を図っておきまして、省略しますと対等合併という、すべてのものが対等でありながら、ここだけがハンディがつくというのは納得がいかないという議員の大勢でした。

また、逆に矢島町の議員の立場は、合併してから約2年間在任の期間があるにもかかわらず、合併でそこが短縮されていきますので、それはおかしな話だと。じゃあ、すべてにおいてまちな合併でよいのかということになると、それはやはり合併においては、統一をするのが通常だということでお話はしてるんです。

なぜ議長さんの方から、こうした話がいろいろ出てるということが、議会で報告ありましたので、協議会の中で皆さんからご意見をお聞きしながら、その統一を図ってきたんですけれども、やはりここだけがハンディのつく合併ではうまくないだろうという話が大勢でした。

ここでどのように結論が出るかわかりませんが、もしそうしたことでハンディが出るような結論だとすれば、再度これは議会の協議会等で審議することになると思いますので、議会の意向を伝えておきたいと思います。

○柳田会長

はい、茂木さん。

○茂木好文委員(矢島町)

矢島町の茂木です。

3号委員として個人的な意見を言わせていただきたいと思います。

報酬については、一般、我々住民としては今1市7町の総枠を超えてはいけないというふうに私は思ってます。

それでその中で、全部対等というか平均でいいのかと。私はやっぱりいろんな状況を考えた中で、対等合併で同じ市会議員になるんだと言いながらも、私は違うと思います。

そうした中で、総枠ということになれば、当然現状維持ということに私は一番賛成したいと思います。それでもだめだとするならば、先ほどから出ています各町の平均ということになったほうがいいのではないかと。2つの案を持っていますけれども、少なくとも1市7町の総枠を超えてはいけないのではなからうかというふうに思っております。以上です。

○柳田会長

はい、ありがとうございます。

由利町さん、はい、どうぞ。

○木内忠一委員(由利町)

3号委員として個人的に意見申し上げたいと思います。先ほどから議員の任期を協議する際に、小委員会を設置しましたが、3号議員の中では私の記憶では当初4名の在任特例を主張し

た委員がおりました。最終的には2名ですが、その1名が私も入っておりました。それで、その根拠をその際述べましたが、1つには報酬はやはり特例と連動して考えるべきだということで、基本的には現状の報酬よりは上げるべきではないというふうに私はその際申し上げましたし、今もそう思っております。

それからもう1つは、地域審議会か自治区の設置については大いに協議をしながら、いずれか設置した方がいい。そしてその中で特別職をもし設置するとすれば、それも十分、今回の報酬の中で配慮すべきであるというふうに私は主張したつもりであります。

それともう1点あるんですが、7カ月間在任特例をする際に考えなければいけない、これはそのときの特例の話では言いませんでしたが、今考えておるのは、7カ月間やっていただくためには、やはり市政とそれまでの町政の違いですね。今までの積み上げてきた市政、要するに市議会議員さんと町議会議員さんが新たな市になったから同一だというのは、私は個人的にはあまり本意ではない。というのは市議会議員さんは市議会、いうふうな制度の中でそれぞれ同じレベルの市、議会議員の中で報酬を決定してきてるものと考えますし、議員はそのレベルの中で議員報酬を考えてきてる。ですから、市議会議員の報酬を今下げるというふうなことは申し上げませんし、私は市議会議員はそのまま、そして議員についてはやはり報酬の今までの現状の中で高い町議会議員に合わせて、これは統一を図るべきだろうというふうなのが、私は当初の在任特例を考える際の個人的な意見として根本に持っておりましたので、あえて意見申し上げます。

○柳田会長

東由利町さんの方からどなたか。

○小松義嗣委員(東由利町)

東由利町の小松です。

東由利町議会の総意としては対等合併、あるいはこういう合併の機会にやはり現在の報酬の中での総枠の中で一元化を図るべきだというような主張が多かったようです。

しかし、今考えてみますと、平等という名のもとに現状より上がったり下がったりするのが本当の平等かというようなことも確かに疑問が出ております。

従いまして、なかなか難しい訳でございますが、やはり一元化というのは理想ではあります。が、現実的には無理かなという思いで今いるところでございます。以上です。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○金子拓夫雄委員(東由利町)

東由利町の金子です。

私も今回小委員会に出席いたしまして、初めて住民、3号議員が100%現状ということで答えがまとまりました。これもいろいろ報酬の中でありまして、やはり私の立場とすればやっぱり下がることは誰しも嫌だと思えます。上がることは皆さん大賛成だと思えますけれども、そういう意味で現状の中でやってもらえれば住民、我々代表ですけれども、住民も納得できて、しかも計算したら7カ月で20万そこそこのアップだそうです。20万円で地域の住民から遠い目で見られるよりは、現状で皆さんすっきり報酬を決めていただきたいなと思っています。

○柳田会長

はい、それではそのほかありませんか。

それぞれ皆さん方、ご意見ありましたけれども、最初に市長以下、金額の提示されているものについては、小委員会の提案のとおりとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

はい、ご異議ないようでありますので、そのように決めたいと思います。

次に、議会議員及び農業委員会の報酬につきましては、いかがいたしましょうかということですが。

はい、どうぞ。

○斉藤栄一委員(西目町)

今までのご意見を聞いていますと全く相反する意見でありますので、これはやっぱり座長さんの提案した、いわゆる幹事会に諮ってもらって、それから幹事会が報酬審議会的なものをつくって、それに諮問し、その答えをここに出してもらえればと思います。

○柳田会長

幹事会ということもあるし、ことし平成 16 年度もあと間もなくということもあるし、今日、決められたらという考えもあります。そうなりますと、幹事会としてもなかなかこれは大変難しい話でございます。投票でというご意見もあれば、どうですか。

はい、東海林さんから発言があります。どうぞ。

○東海林京子委員(本荘市)

ただいま投票というお話ございましたけども、これはうまくないのでないかなと思います。というのは、本荘市の場合はある程度高いと。それから、平均とかというようなお話出ていますけども、私は対等とか平等とかというのはそのお金をならして平等とか対等、そういうものではないと思うんです。

それから、新市になりました。議員さんが新議員になりました。でも、この議員さんはやはり在任ではないかなと思うんです。

そうならば、一番いい方法は、そのまま7カ月間お願いした方がいいのでないかなと思うんです。それで30人選ばれました。ここで初めてスタートでないかなと考えておりますので、その辺も少しお話ししながら進めていっていただけないものでしょうか。

もう1つ、やはり私方市民は、やはり現状維持というのをほとんど望んでいるんです。ということで何とかもう少し、お話をお願いしたいと思います。

○柳田会長

はい、暫時休憩します。10分。

午後 4時 7分 休憩

.....
午後 4時18分 再開

○柳田会長

再開いたします。

先ほど、貴重なご意見をいただきましたが、意見を2つに分けますと現状と、もう1つは本荘市は現状にして、あと7町が一元化ということに分けられると思います。

その一元化というのは平均かどうかでなくて、高い方に合わせる一元化に理解しましたけれども、その2案について、皆さん方からご意見賜りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。はい、どうぞ。

○成田正雄委員(大内町) 座長

先ほどご報告申し上げましたとおり、幹事会に私は委ねたつもりであります。

幹事会で取扱いして、その決まったものには異論がないと。

これには例えば、本荘市を除いて大内町が上限です。下限が由利町さんと西目町さんだっただと思いますけれども、そういう中で平均をとりますと、本荘市と私たち町の格差が大きすぎるから、あるいは人口等の比率が大きいためということで本荘市を別格に扱うこととなります。

当然、議会は私たちは小さいです。長くて10日、あるいはせいぜい長くても2週間、あるいは1週間で終わる議会もあります。

新しい議会になりますと、おそらく3週間ぐらいの会期がとられると思います。そういうこととか、事柄を考えてみますと、先ほど申し上げましたとおり、本荘市に手をつけられないならば、7町は統一すべきだと。統一の方法には2つ、3つ出したんですけれども、その辺を幹事会に委ねていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

皆さんのご同意をいただきたいと思います。

○柳田会長

幹事会ということでございますが、協議会が上位でありますので、幹事会も預けられてもなかなか大変だと思います。

幹事長、いかがですか。

○鷹照幹事長

幹事会の立場でお話申し上げたいと思います。

この問題につきましては、協議会で小委員会に付託したものでありまして、今ここで幹事会ということではなくて、小委員会でもう一度お話しするか、ここで決めていただきたいと私たちはそう思っております。

○柳田会長

それでは、村上さん。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上でございます。

この件に関しましては、議員の立場からはなかなか言いにくいことでございますけれども、在任を認める段階でも非常に僅差でありました。それで私どもは即選挙を主張しておりましたし、先ほどの議題で、特別職も置かないということでおりました。

それも決定したことで、今更覆すようなことではございませんが、そのように考えますと10月までの在任が認められたということは、結果的にそれも僅差で決まったということは、現状のまま凍結して、そこまで延ばしてはどうかと提案したこともございました。

残念ながらそのときは在任であれば何であっていただいたというようなご意見のもとに否決というか、意見がとおらなかったわけでございますが、基本的には現在の報酬そのまま新市を形づくっていくんだと意気込みのもとに、新しい町をその中でつかんで、つくっていくと、そうしたむしろ志の方が大切ではないかと思っておりますので、私としては現状のまま報酬を維持していければと思っております。

○柳田会長

はい、どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

○遠藤忠平委員(東由利町)

東由利町です。1点だけ確認しておきたいと思います。と申しますのは、私の町会議員が市会議員になった場合、その報酬から控除される額に変動があるのかどうか、いわゆる共済費とか、税金は所得税ですから、その枠で控除されるわけですから、いいんですけれども、その市会議員になったことで控除分が増えたとすれば、問題があるのではないかなと。少ない額から市会議員になったおかげで負担が増えるということになれば、また1つ問題が出てくるわけですので、そのあたり、確認しておきます。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

今のご質問でございますが、市町村議会の共済費というような形では、基本的に仕組みは同じであると。ただ、市になったから高くなるかということ、まず基本的には同じであるということですが、それ以上のことは資料を準備しておりませんので、申し訳ありませんがお答えできません。

○柳田会長

それでは、皆さんのご意見賜りましたので、ここで先ほど申し上げましたように現状か、そしてまた本荘市を除く一元化と、このことについて皆さん方から採決をいただきたいと思いますが、投票によるか、挙手によるか、どちらかを選択してほしいと思います。

また、その際、賛成が3分の2というのがございますが、もしその3分の2に達しない場合は、今回は過半数をもって決めたいかがでしょうかということをお諮りしたいです。いいですか。はい、どうぞ。

○藤原友一委員(鳥海町)

今、急いで決めなければいけないということは、まず、予算の関係があるでしょうな。当然タイムリミットということだと思いますが、それと同時に、私たちも先ほど発言したとおり自分だけじゃないということなんですが、非常に現状維持というのは格好はいいですが、格差をつけられても、あとでいろんな問題が起こらないということにはならないか。これ参考までに聞きたいんですけれども、地方自治法でみれば法的なものは何も関係ないんですね。そのあたりをちょっとお聞きしたいです。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

法的に問題ないかということですが、現実にはそのようなことをやっている自治体もございます。それで法的には問題ありません。

○柳田会長

今日、必ずしもというご意見もありましたが、今日中に決めた方がいいという方、挙手願います。

【挙手】

○柳田会長

はい、挙手多数でございます。

それでは、今日中に決めるためにこれから採決しますが、その採決の方法について取り図います。

1つは挙手による方法と投票による方法でございますが、投票による方法がいいと思う方は、挙手願います。

【挙手なし】

○柳田会長

誰もおりません。それでは挙手による方法にしたいと思います。

これは出席委員の3分の2以上の同意をもって進めるとありますが、3分の2に達しない場合は否決になることから、今回は過半数をもって決めたらいかがでしょうか。

これについて賛成の方、挙手願います。

【挙手 30名】

○柳田会長

挙手多数であります。

それでは、今申し上げましたように現状維持と本荘市を除く一元化とこの両論です。

それでは、最初に現状維持に賛成の方、挙手願います。

【挙手 32名】

○柳田会長

挙手多数でございます。

よって、現状維持に決定、確認いたしました。会議を5時まで延長します。

挙手の結果、協議第65号「特別職の報酬等の取扱いについて」は決定しましたので、その内容及び金額を事務局より報告いたします。

○事務局

それでは、先ほど話しませんでした議会議員、それから議会議員に併せまして農業委員会もということでございますので、報告したいと思います。

議員につきましては、現在のそれぞれの議会議員の報酬を現状のまま凍結します。

農業委員会につきましても、同様に現在の金額をそのまま引き継ぐという形にしたいということで決まりました。

なお、議長、副議長、農業委員会の会長、会長代行につきましては、先例等を見ますと一番高いところとなっておりますが、これについては一度確認お願いしたいと思います。会長よろしく願います。

○柳田会長

ただいま、事務局より説明ありましたとおり、確認してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

はい、ご異議なしと認めます。

よって、協議第 65 号の「特別職の報酬等の取扱いについて」は確認されました。

これをもちまして、本日の協議事項はすべて終了しました。この際、お諮りいたします。今協議会において協議されました案件等については、その字句、条項、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

はい、異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

次第の5、その他につきましては特にございません。

以上をもちまして本日の協議会を終了いたします。

どうもご協力ありがとうございました。

皆さん、来年はいい年でありますように、ご祈念申し上げまして終わります。

どうもありがとうございます。

午後 4時35分 閉会